

議案第97号

訴えの提起について

損害賠償の請求に関して、次のとおり訴えを提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月27日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

1 訴えの相手方

大阪市此花区西九条5丁目3番28号

エスエヌ環境テクノロジー株式会社 代表取締役 下田 栖嗣

2 事 件 名

損害賠償請求事件

3 訴えの趣旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金として金1億2,821万2,962円及びこれに対する平成27年10月17日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める。
- (2) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴えの理由

市は平成29年7月31日に相手方に請求書を送付したが、支払期限の平成29年8月31日までに支払いに応じなかったことを受けての訴えを提起す

るもの。

- 5 事件に関する取扱
弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。
- 6 管轄裁判所
大阪地方裁判所